

江田島市パブリックコメント意見提出様式

氏名(又は名称)	胡子 雅信				
住所(又は所在地)	江田島市大柿町大原 5563-4				
電話番号	0823-57-2184	年齢	52	性別	男
意見提出者の区分 ※該当する番号に○を付してください。	① 市内に住所を有する方 ② 市内の学校に在学している方 ③ 市内の事業所等に勤務している方 ④ 当該案件に利害関係を有している方(法人その他団体含む) [利害関係の内容:]				

※上の枠内は、必ず記入してください。

※ご記入いただく個人情報(住所、氏名、電話番号等)につきましては、今回募集する意見を確認する必要がある場合のみ利用させていただきます。

※意見募集結果の公表の際は、上の枠内の内容は公表しません。

ご意見記入欄

件名:	「江田島市鳥獣被害防止計画(第6期)」																								
<p>Q パブリックコメント制度導入(平成24年6月1日 手続実施要綱施行)してから鳥獣被害防止計画は第3期(平成26年度～平成28年度)、第4期(平成29年度～令和元年度)、第5期(令和2年度～令和4年度)の計画が策定されましたがパブリックコメント制度を利用していませんでした。</p> <p>このたびの第6期(令和5年度～令和7年度)計画策定にあたり、パブリックコメント制度による意見募集をすることになった理由を教えてください。</p>																									
<p>Q 資料として、第1期計画のスタートである平成20年度からの捕獲実績と農作物被害額の推移を添付してはどうでしょうか。(下の表及びグラフで平成20年から令和3年までの数値をいれたもの)</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物被害額(千円)</td> <td>18,092</td> <td>17,837</td> <td>17,719</td> </tr> <tr> <td>イノシシ捕獲数(頭)</td> <td>871</td> <td>1,064</td> <td>1,158</td> </tr> <tr> <td>アナグマ捕獲数(頭)</td> <td>71</td> <td>89</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>カラス捕獲数(羽)</td> <td>259</td> <td>247</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>防除用施設設置補助金(千円)</td> <td>4,467</td> <td>4,517</td> <td>3,121</td> </tr> </tbody> </table>		項目	R元	R2	R3	農作物被害額(千円)	18,092	17,837	17,719	イノシシ捕獲数(頭)	871	1,064	1,158	アナグマ捕獲数(頭)	71	89	68	カラス捕獲数(羽)	259	247	178	防除用施設設置補助金(千円)	4,467	4,517	3,121
項目	R元	R2	R3																						
農作物被害額(千円)	18,092	17,837	17,719																						
イノシシ捕獲数(頭)	871	1,064	1,158																						
アナグマ捕獲数(頭)	71	89	68																						
カラス捕獲数(羽)	259	247	178																						
防除用施設設置補助金(千円)	4,467	4,517	3,121																						

Q P2 イノシシによる農作物被害

第5期計画では被害額全体の9割であったものが第6期(案)では7割となっています。掲載している「被害の状況(令和3年度)」の表に全体の被害数値及び割合を表記して「見える化」してはどうでしょうか。

農作物(令和3年度)の例

鳥獣の種類	品目	被害額	被害面積
イノシシ	稲	653 千円	0.7 ha
	果樹	6,118 千円	1.72 ha
	野菜	5,632 千円	0.90 ha
	いも類	1,114 千円	0.66 ha
	その他	510 千円	0.05 ha
	小計	14,027 千円 79.2%	4.03 ha 84.7%
カラス	果樹	565 千円	0.07 ha
	野菜	2,104 千円	0.24 ha
	いも類	51 千円	0.05 ha
	小計	2,720 千円 15.4%	0.36 ha 7.6%
アナグマ	果樹	406 千円	0.12 ha
	野菜	381 千円	0.16 ha
	いも類	185 千円	0.09 ha
	小計	972 千円 5.5%	0.37 ha 7.8%
合計(農作物)		17,719 千円	4.76 ha

また、品目ごとに総生産額・耕作総面積および被害割合を記載してはどうか。鳥獣被害の度合いが分かり易いと思います。

Q P2 カワウの「ねぐら及びコロニー」の現在地を明記してはどうでしょうか。また、「周辺の生態系の変化」を具体的に記載してほしい。

Q P3 にある『シカ』についてですが、「隣接市町での農作物被害が拡大しており、本市でも目撃情報がある」ありますが、近隣市町および本市の目撃情報の地域を明記してはどうでしょうか。情報をぼかすことによって憶測が広まることで混乱を招く恐れがあります。

Q P3 被害の軽減目標ですが、第5期計画まで被害金額・面積とも「5割の減少」であったが、このたび「約2割の減少」とした理由を教えてください。

Q P4 の「(4)従来講じてきた被害防止対策」における「課題」についてどう取り組むか、P6 の「(5)今後の取組方針」では分かりにくい。

PDCAサイクルで計画を回しているのであれば、「課題」に対してどう取り組むかの方向性を分かり易く記載したほうがよいと思います。

Q P9 捕獲区域について、「江田島市一円(ただし、規則第7条第1項第7号の場所を除く)」とありますが、規則とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」のことでよろしいでしょうか。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

第7条第1項第7号

次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨

イ 鳥獣保護区

ロ 休猟区

ハ 公道

ニ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十一条第一項の特別保護地区

ホ 都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの

ヘ 自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域

ト 社寺境内

チ 墓地

Q P13にある「単位猟友会」とはどのような組織なのか教えてください。支部若しくは地区の猟友会であるならば、具体的な名称を記述したほうがよいと思います。江田島市を担当するのは(一社)広島県猟友会 広島東部地区でよいでしょうか。

※いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

※上記スペースにご意見が入りきらない場合は、複数枚使用してください。

【提出先】(郵送)〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地

江田島市農林水産課

(Eメール) nousui@city.etajima.hiroshima.jp

(FAX) 0823-57-4432

※産業部農林水産課、江田島市民センター、能美市民センター、沖美市民センター、三高支所にも直接提出できます。